

ワンストップ特例申請書のご利用方法と添付資料について

①ワンストップ特例制度が適用されるかお確かめください。

次の方はワンストップ特例が適用されません。寄附金控除には確定申告が必要です。

・確定申告をする、または住民税の申告をする予定の方

※医療費控除などを受けるために確定申告が必要な場合は、ワンストップ特例制度を利用できません。

・6自治体以上へ寄附された方

※同じ自治体への寄附は、回数に関わらず1自治体の扱いとなります。

・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でない且つ変更の届出がされていない方

※ワンストップ特例申請後に転居した場合、**寄附した翌年の1月10日(必着)**までに必ず変更届をご提出ください。

②申請書のチェックをしてください。

・申請書**赤太枠内**の正誤をご確認ください。**誤りがある場合は二重線で消し、訂正**をお願いします。

・個人番号にお客様の**マイナンバー**をご記入ください。

③本人確認書類を添付してください。

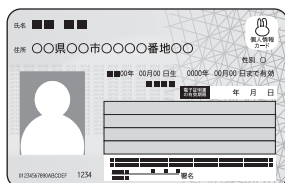
本人確認書類について、下記3パターンのうち、いずれかの方法で書類をご用意ください。

コピーした書類は切り取って申請書に貼り付けてください。

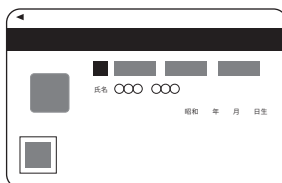
A マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード両面(写し)

(表面)



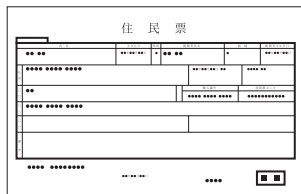
(裏面)



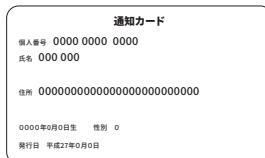
※マイナンバー通知カードのことでありません。
顔写真付きのものを提出してください。
※現住所が記載されているか確認のうえ、提出してください。
※氏名、マイナンバーなどの情報が見える状態でコピーをとってください。

B 住民票(マイナンバー記載あり)もしくはマイナンバー通知カード(どちらも写し)

住民票(※マイナンバー記載あり)



通知カード



※ご注意ください

※通知カードの裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。

※マイナンバー通知カードの廃止に伴い、住民票の記載事項と一致しないマイナンバー通知は確認書類として利用できません。(氏名変更・住所変更をした場合等)



B-1 公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちの方

「公的機関発行の写真付き本人確認書類」に該当するものは以下の通りです。写しを提出してください。

- ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・住民基本台帳カード
- ・在留カード ・特別永住者証明書 ・運転経歴証明書

※確認書類は必ず現住所がわかるものを提出してください。
※各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。



B-2 公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちでない方

氏名、生年月日、現住所がわかる公的機関が発行した書類**2点以上**の写し。

- ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・印鑑登録証明書
- ・各種納税証明書 ・公共料金の領収書 ・源泉徴収票 など

※確認書類は必ず現住所がわかるものを提出してください。
※各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。



④ 提出書類の最終確認をしてください。

No.	確認事項	チェック
1	以下の項目は住民票に登録されたものが正しく記載、記入されていますか？	
	郵便番号、住所	<input type="checkbox"/>
	氏名(かな)	<input type="checkbox"/>
	個人番号(マイナンバー)	<input type="checkbox"/>
	生年月日	<input type="checkbox"/>
2	寄附年月日、寄附金額は正しく記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
3	本人確認書類は正しい組み合わせでご用意されていますか？ ※本人確認書類については表面をご参照ください。	<input type="checkbox"/>
4	本人確認書類に記載の住所と申請住所に相違はありませんか？	<input type="checkbox"/>

※上記確認事項に不足がある場合、ワンストップ特例制度がご利用いただけない場合がございます。

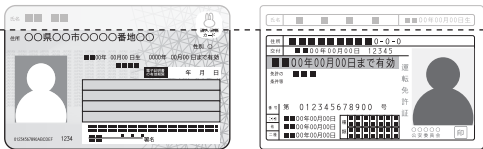
⑤ 申請書、本人確認書類を返送してください。

同封の返信用封筒で**寄附の翌年1月10日(必着)**までにご提出ください。

なお、お申し込みごとに申請書の提出が必要です。

よくある本人確認書類不備

○添付書類の一部が切れている・印刷不明瞭

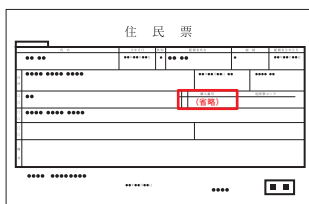


マイナンバーカードや免許証の氏名、生年月日部分が切れている。



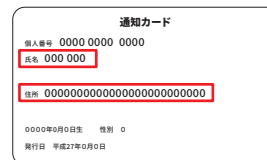
住所やマイナンバーの文字が潰れて確認できない。
マイナンバーが隠れている。

○住民票記載のマイナンバーが省略されている



住民票に記載の「マイナンバー(個人番号)」が省略されており、番号が確認できない。

○マイナンバー通知カードの情報(住所や氏名)が住民票の記載事項と異なる



マイナンバー通知カードの情報が住民票の記載事項と異なる場合、確認書類として利用できません。
※結婚等に伴う氏名変更及び転居に伴う住所変更等が該当します。